

平成27年度第4回総合教育会議

日 時：平成28年2月9日（火）

午前10時30分～

場 所：市役所（4階）庁議室

進 行：総務部総務課長

【議 題】

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 協 議

（1）福島市教育振興基本計画（平成28年度～平成32年度）について

（2）福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

（3）今後のスケジュールについて

4. 意見交換

・福島市教育振興基本計画で取り上げる「学校教育の充実」の中で、『豊かな心の育成』をテーマに下記の視点から意見交換

（1）郷土への理解を深めるとともに、豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動の推進について

（2）一人ひとりと向き合う支援体制の充実について

5. 閉 会

福島市教育振興基本計画（平成28年度～平成32年度）

1. 基本理念

- (1) 豊かで恵まれた自然、先人が築いた歴史や文化を基盤として、「心ふれあう教育と文化のまちづくり」を推進し、「人間尊重の精神に基づき、広い視野をもち、生涯を通じて自己の向上」に努めるとともに、「社会平和の進展に貢献する心身共に健康な市民の育成」を推進します。
- (2) 自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちで創り、守り、そして育てていくという意識を市民と行政がともに持ち、ともに考え、ともに行動する市民との協働のまちづくりを推進します。

2. 基本目標

- (1) 子ども一人ひとりが、郷土への誇りと自信、将来への「夢」と「志」をもち、東日本大震災と原発事故の影響からの本市の復興と発展を担う人材として健やかにたくましく成長するために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの責任と使命を自覚し、連携を深め、子どもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力をはぐくむ教育を推進します。
- (2) 市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって生き生きと学べる生涯学習社会の構築を目指し、学習機会の拡充と環境の整備を推進します。

3. 目指す姿と基本方針

(1) 学校教育の充実

目指す姿	基本方針
確かな学力 基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付け、自ら進んでこれらを活用し、新たな学びを創造する学習に取り組んでいます。	1 学習指導の充実を図り、全国トップレベルの学力を目指します。
	2 一人ひとりの学力を伸ばす指導の充実を一層図ります。
	3 多様な教育的ニーズをふまえ、グローバル化に対応する子どもを育てます。
	4 教科や学びの関連性・系統性・連続性をふまえた指導を推進します。
	5 家庭の教育力を生かす連携や実践を推進します。
豊かな心 郷土への理解、誇りと自信、将来への「夢」と「志」をもち、望ましい人間関係の中で「独り立ち」に向け、確実に歩んでいます。	1 郷土への理解を深めるとともに、豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動を推進します。
	2 自己実現を図る教育活動を推進します。
	3 一人ひとりの内面に根ざした道徳教育を推進します。
	4 一人ひとりに向き合う支援体制を充実します。
すこやかな体 児童生徒が心身の健康を意識し、積極的に体を動かし、体力向上に取り組んでいます。	1 一人ひとりの体力・運動能力の向上を目指し、健康を意識し進んで運動に取り組む児童生徒の育成と教職員の指導力の向上に努めます。
	2 児童生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図るため、学校体育関係団体との連携に努めます。
	3 心身の健全な成長を図るため、学校保健の充実に努めます。
	4 望ましい食習慣を身につけ、また安全安心な学校給食の提供を図るため、学校給食を活用した食育の推進と給食用食材の検査体制の充実に努めます。
教育環境 子ども一人ひとりが適切な学習環境の中、よさや個性を発揮し、充実した学校生活を送っています。	1 教職員の資質向上と指導力の充実を図る研修を推進します。
	2 より豊かな学びを促す学習環境を整備します。
	3 安全で安心な教育環境の整備・充実と有効活用を図ります。
	4 園・学校運営の充実と活性化を図る学校評価を推進します。

(2) 市民文化の振興

目指す姿	基本方針
芸術文化 多くの市民が芸術文化活動に参加し、ゆとりと潤いのある豊かな生活をしています。	1 芸術文化の振興を図るため、芸術文化の鑑賞および発表機会の充実に努めます。
	2 芸術文化活動を支援するため、芸術文化団体および人材の育成に努めます。
	3 文化施設の有効活用を図るため、既存施設の整備に努めます。
文化財 福島の風土ではぐくまれ、受け継がれてきた文化財を市民の財産として後世に伝えるとともに、その魅力をもとに活力ある地域社会の形成に取り組んでいます。	1 地域の文化財や歴史資料の現況を調査し、記録に残していきます。
	2 文化財の保護・保存を図るために、文化財保護制度の活用や地域および文化財関係団体などとの連携を図っていきます。
	3 文化財を通してふるさと福島への愛着を醸成するとともに、個性豊かで特色のあるまちづくりや観光振興との連携により交流人口の増加を図るために、文化財関係団体や各種市民団体との協働による事業を実施します。
	4 貴重な文化財を後世に伝えるとともに、歴史と文化の面からのふるさと福島の魅力を発信するため、既存の文化財施設の施設環境の整備とともに文化施設の整備を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

目指す姿	基本方針
スポーツ・レクリエーション 子どもから高齢者まで、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともにいきいきと、こころ豊かで、健康的な生活を送っています。	1 地域に根ざした生涯スポーツ推進のため、スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進に努めます。
	2 各種競技団体、地区団体との連携を図るとともに、指導者の養成・活用を行い、競技力の向上に努めます。
	3 スポーツ施設の整備、充実と効率的活用の促進に努めます。

(4) 生涯を通じた学びの推進

目指す姿	基本方針
生涯学習 子どもから高齢者まで、学習したいときに、より良い環境のもと集い・学び・交流し活力あるコミュニティづくりに参画しています。	1 生涯学習を推進するため、地域の社会教育関係団体や市民との連携に努めます。
	2 市民の多様な学習ニーズの高まりに対応するため、事業の充実に努めます。
	3 子どもから高齢者までの幅広い年齢層の市民に学習の機会を提供するため、各学習センターなどにおける社会教育事業の充実に努め、その成果を地域づくりに生かします。
	4 市民がより良い環境のもと生涯学習に取り組めるよう、学習施設の整備充実に努めます。

新 教育振興基本計画と大綱の関係及びスケジュールについて

新 福島市教育振興基本計画（平成 28～32 年度）	大 綱
<p>平成 28 年 2 月 1 日 定例教育委員会 ・教育振興基本計画の決定</p> <p>平成 28 年 3 月 福島市教育振興基本計画の策定を市議会文教 福祉常任委員協議会で報告・公表</p>	<p>平成 28 年 2 月 9 日 第 4 回総合教育会議 ・大綱（案）の協議、決定</p> <p>平成 28 年 3 月 大綱の策定を市議会総務常任委員協議会で 報告・公表</p>

福島市総合教育会議設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が本市教育の現状を踏まえ、本市教育のあり方について認識を共有しながら、未来を担う子どもたちの心身ともに健全な育成に資する教育の具現化のため福島市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) 大綱の具現化のため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会 議)

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者に出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 当該構成員は、会議において合意した事項については、尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局を総務部総務課に置く。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月14日から施行する。